

市の委託業務に関する実態調査結果について(概要)

1 調査目的

本調査は、帯広市が発注する委託業務に関する雇用の状況等の実態を把握し、今後の発注業務や労働行政の参考とするために調査を行ったもの。

2 調査対象

平成 27 年度に「委託業務上の留意事項」を書面で交付した 92 業務（67 事業者）を調査対象とし、すべての業務（全事業者）から回答を得た。（回答率 100%）

[委託業務上の留意事項とは]

帯広市が発注する委託業務のうち、次の 3 点をすべて満たすものに対し、行政サービスの品質確保や雇用の安定等を目的に留意事項として要請を行っているもの。

①予定価格が 500 万円以上（業務の 1/2 以上が、機械等に係る賃借料やシステム使用料等を占めるものを除く）、②契約期間が 6 カ月以上、③恒常的に労働提供がある業務。

3 調査期間 平成 28 年 4 月～平成 28 年 5 月

4 調査方法及び内容

(1) 調査方法：業務担当課から受注事業者に調査書類を配付し、回答票（記名、選択式・一部記述式）の提出を受けた。

(2) 調査内容

1. 労働者の雇用拡大について
2. 雇用通知書（労働条件通知書）の発行について
3. 雇用形態及び賃金支払・社会保険等の加入について
4. 年次有給休暇の付与状況について
5. 非正規職員の処遇改善等について
6. 個人情報の取扱いについて
7. 契約後の社会経済状況の変動等への対応について
8. その他

※下線は、「委託業務実施上の留意事項」により要請を行っている項目

5 調査結果

(1)労働者の雇用拡大について

①雇用の方法

雇用にあたり、市内または管内の居住者を雇用した割合は 75%で、地元労働者の雇用に配慮されていることが確認された。

②募集方法

労働者の募集方法(複数回答あり)の主なものとしては、ハローワークが 63.0%、新聞広告等が 37.0%、縁故・知人等が 23.9%であった。

(2)雇用通知書(労働条件通知書)の発行について

雇用通知書を書面で交付している受注業者は、96.7%となっており、概ね適正な対応が行われていた。なお、「口頭で伝えている」が、3業務(事業者)あったが、状況を聞き取ったところ、既存職員に本業務を担当してもらうことを口頭で伝えたという趣旨で回答したとのことで、この3業務においても、採用時には雇用通知書を書面で交付しており、適正に対応が行われていることを確認した。

(3)雇用形態及び賃金支払・社会保険等の加入について

①雇用形態

委託業務従事者の雇用形態別の割合は、正社員が37.4%、「嘱託職員」及び「契約社員」、「臨時・パート」「そのほか」を合わせた非正規職員が62.6%となっており、本市が本調査と別に、市内事業者を対象に実施している「事業所雇用実態調査」における平成27年度の非正規雇用者の率(45.1%)を上回った。男女比率では女性が65.2%を占め、特に臨時・パートでは女性が約8割と高い比率を占めた。

また、従事者の平均年齢は48.0歳で、雇用形態別で見ると、嘱託職員と臨時・パートが約50歳と他の形態より5歳程度高かった。

業種別の平均勤続年数及び受注業務にかかる週あたり平均従事日数・従事時間では、正社員が最も長く(10.9年、4.9日、7.4時間)、臨時・パートが最も短かった(6.0年、4.4日、5.5時間)。週当たりの従事時間を区分して集計したところ、臨時・パートで30時間以上従事した者の比率が31.4%と他の形態の比率を大きく下回った。

②社会保険等の加入状況

社会保険、厚生年金及び雇用保険のいずれにおいても、未加入はなかった。なお、法律上加入義務のない従業員については、社会保険、厚生年金で32.8%、雇用保険で12.5%あり、その大部分は、臨時・パートが占めていた。

③平均賃金

平均賃金にかかる回答のうち、正社員については月額での支給が多く、「20~25万円未満」が42.4%、「15~20万円未満」が35.0%で合計77.4%となり大半を占めた。また、臨時・パートについては時間給での支給が多く、「800~900円未満」が71.7%と多くを占めた。

④業種別での人件費(平均積算単価・平均支払単価の比較)

92業務を10業種に分類し、業種ごとに一日8時間の勤務時間に換算して、一人あたりの市の平均積算単価及び受託業者の平均支払単価を算出のうえ、比較を行った。

支払単価を積算単価で除して割合を計算したところ、積算単価と比してプラスマイナス10%以内で賃金の支払いがされているものが5業種、支払単価が積算単価の9割未満のものが5業種となり、積算単価に比して支払単価の割合が低い業種では、従業員に占める非正規職員の割合が高い傾向となった。

なお、すべての業務で、平成27年度の最低賃金(時間給)764円を下回る支払いはなかった。

(4) 年次有給休暇の付与状況について

全ての業務において、年次有給休暇に関する規程が設けられていることが確認された。付与状況では、「10日以上」が95.7%、「10日未満」が4.3%となった。

(5) 非正規職員の処遇改善等について

非正規職員の処遇改善等について、「改善する予定」と「できたら改善したい」の回答が合わせて65.2%となり、改善の項目としては賃金・手当が98.3%と最も多かった。一方で、「改善する予定がない」の回答も20.7%と一定の割合を占めた。

正規雇用を増やすために必要な要素としては、自治体からの発注における契約期間や業務量の拡充に対する配慮のほか、景気回復や企業経営の健全化、国や自治体からの補助などの回答が多くを占めた。

(6) 個人情報の取扱いについて

「個人情報取扱いマニュアル等を策定し、従業員に対して指導を行っている」が全業務の68.5%、「個人情報の適切な管理に関する研修等を実施し、従業員に対して指導を行っている」が43.5%であり、概ね適正に取り組んでいた。

なお、「特に指導等は行っていない」が、2業務（事業者）あったが、状況を聞き取ったところ、市が要請している以上の独自対策に対する質問と誤解して回答したとのことで、この2業務においても適正に情報の取扱いが行われていることを確認した。

(7) 契約後の社会経済状況の変動等への対応について

複数年契約を締結している31業務の事業者を対象に、「契約後に社会経済状況の大きな変動があった場合に、対応規定があることが望ましいと考えているものがあるか」と質問したところ、7割以上の事業者が「賃金水準の変動」（77.4%）及び「最低賃金の変動」（71.0%）を、29.0%の事業者が「燃料費の変動」と回答があった。

6 調査結果を踏まえて

留意事項で要請している項目のうち、「(地元)労働者の雇用拡大」「雇用通知書（労働条件通知書）の発行」「年次有給休暇の付与」「社会保険等の加入」「個人情報の取扱い」については、概ね文書で求める内容が確保されていることが確認されました。

一方、「人件費の支払状況」では、調査した10業種中、半数の5業種で平均支払単価が平均積算単価の9割を下回っており、非正規職員の割合が高くなっていました。

また、委託業務従事者の雇用形態別の割合をみても、非正規職員の割合が6割を超えとともに、賃金をはじめとする処遇改善の意向を示す事業者も多くありました。

これらの調査結果を踏まえ、今後、留意事項文書の記載内容や要請方法について見直しを行うほか、正規雇用化につながる支援制度活用などについて更なる周知を図っていくことが必要と考えられます。

さらに、現在、非正規雇用の待遇改善などをはかるため、国において進められている、同一労働同一賃金の実現や最低賃金の引き上げなど「働き方改革」の動向を注視しながら、市として取り組みを検討していく必要があります。

なお、複数年契約におけるリスク分担については、多くの事業者から契約後の社会経済状況の変動等に対応した契約額の変更を望む声があったことも踏まえ、必要な取り組みを進めます。